

# 強い農業づくり総合支援交付金

## 産地基幹施設等支援タイプ

交付率  
**1/2**以内

対象  
**整備**事業

### 1 趣旨

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援します。



### 2 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者の組織する団体）、公社等です。

令和4年4月

農林水産省

### 3 事業実施までの流れ

#### 地域段階

##### 地域が抱える課題の明確化

###### 課題解決に向けた方向性と成果目標の設定

###### 産地競争力の強化

- ・需要に応じた生産量の確保
- ・販売額の増加
- ・優良品種の作付拡大
- ・生産コストの低減
- ・契約取引の割合の増加 等

###### みどりの食料システム戦略の推進

生産性向上等の収益力向上に繋がる目標に加え、

- ・化学農薬の削減
- ・化学肥料の削減
- ・化石燃料の削減
- ・有機農業拡大

###### 目標達成のための施設整備計画の策定

事業実施計画を市町村を経由し、都道府県へ提出

#### 県段階

##### 事業の審査・取りまとめ

- 都道府県実施計画の策定
- 成果目標の妥当性について審査

都道府県実施計画  
を国へ提出

#### 国段階

##### 事業要望取りまとめ 都道府県への配分

各地区の成果目標の高さ等に基づき、都道府県ごとに交付金を一括配分

#### 交付



※施設の入札・着工を急ぐ場合はあらかじめ都道府県と相談・指導を受けた上で、「交付決定前着手届」を提出する必要があります。

交付  
※交付に当たって、  
予め成果目標の妥当性について国と協議の上、配分

## 4 事業内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、みどりの食料システム戦略に掲げる取組の推進(→以下の③参照)に必要な施設(→以下の④参照)の整備・再編を支援します。

### 1 採択要件

主な採択要件は次のとおりです(取組によって異なります)。

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること
- 受益地の全て(受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする)において、実質化された人・農地プランが策定されていること(産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く)
- 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること
- 産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

### 2 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。)

### 3 取組メニュー

#### 産地収益力の強化に向けた総合的推進

- ①土地利用型作物(稲、麦、豆類) ②畑作物、地域特産物(いも類、甘味資源作物、茶、そば等) ③果樹 ④野菜 ⑤花き ⑥畜産周辺環境影響低減 ⑦畜産生産基盤育成強化 ⑧飼料増産 ⑨家畜改良増殖 ⑩食肉等流通体制整備 ⑪国産原材料サプライチェーン構築 ⑫農畜産物輸出に向けた体制整備 ⑬スマート農業実践施設の整備 ⑭環境保全の取組 ⑮有機農業 ⑯土づくり(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復) ⑰畜産副産物の肥飼料利用

#### 産地合理化の促進

- ①穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用  
②集出荷貯蔵施設等再編利用  
③農産物処理加工施設等再編利用  
④食肉等流通体制再編整備  
⑤国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化  
⑥乳業再編等整備

#### みどりの食料システム戦略の推進

化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等の推進に必要な施設整備等

### 4 対象施設

- 耕種作物小規模土地基盤整備  
ほ場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、暗きよ施工、土壌土層改良
- 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備  
飼料作物作付条件整備、放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備
- 耕種作物産地基幹施設整備  
育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、油糧作物処理加工施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設
- 畜産物産地基幹施設整備  
畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、家畜改良増殖関連施設、畜産周辺環境影響低減施設、畜産副産物肥飼料利用施設
- 農業廃棄物処理施設整備

# 5 ポイント制度と配分方法

- 1 事業実施主体は、単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に沿って、成果目標を2つ設定します。成果目標の目標年度は、原則、事業実施年度の翌々年度として設定します。
- 2 単収の向上や生産コストの低減といった産地の成果目標(取組)をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 成果目標は、一つの目標で先進的な取組を行っている産地であっても、別の目標で高いポイントを取得することが可能です。

## 1 成果目標に基づくポイント

### 1. 産地競争力の強化

#### 【ポイントの例（1つの目標につき15点満点）】

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。
	15%以上……………10ポイント	62.0%以上……………5ポイント
	12%以上…………… 8ポイント	47.3%以上……………4ポイント
	9%以上…………… 6ポイント	32.5%以上……………3ポイント
	6%以上…………… 4ポイント	17.8%以上……………2ポイント
	3%以上…………… 2ポイント	3.0%以上……………1ポイント

※ 事業実施主体は2つの目標を選択(30点満点)。このほか、都道府県加算、優先枠加算(→P6の②参照)、輸入農畜産物の国産への切替え推進加算(→P8の③参照)などのポイント加算あり。(最高37点)

#### 【成果目標の選択の例】

野菜の集出荷施設を導入する場合、以下の8つの成果目標から2つを選択。

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加	⑤ 契約取引の割合増加
② ブランド野菜の割合増加	⑥ 加工・業務用向け割合の増加
③ 生産コスト又は流通コストの縮減	⑦ 海外向け割合の増加
④ 労働時間の縮減	⑧ 販売額の増加

## 2. みどりの食料システム戦略の推進

※本メニューの詳細は別リーフレットを参照ください

本取組の成果目標は、

①みどりの食料システム戦略に掲げる取組(化学農薬・肥料の削減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化)から1つ

②既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる目標(販売額向上やコスト低減等)から1つ

合計2つ選択する必要があります(30点満点)。

加えて、グリーン化モデル施設加算(ヒートポンプ、バイオ炭製造施設、堆肥等生産施設等)などのポイント加算あり。

### 【堆肥生産施設を導入する場合のポイントの例(1つの目標につき15点満点)】

#### ①みどりの食料システム戦略に掲げる取組に関する目標

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
みどりの食料システム戦略の推進	単位面積当たりの化学肥料の使用量を10%以上削減。	事業実施地区において単位面積当たりの化学肥料の使用量の事業実施前過去3年間の平均が、その農産物が生産された地域の慣行レベルと比較して、30%以上低い。
	30%以上削減又は化学肥料不使用 .....10ポイント	50%以上.....5ポイント
	25%以上.....8ポイント	45%以上.....4ポイント
	20%以上.....6ポイント	40%以上.....3ポイント
	15%以上.....4ポイント	35%以上.....2ポイント
	10%以上.....2ポイント	30%以上.....1ポイント

※ みどりの食料システム戦略関連の成果目標の達成すべき成果目標及び現況値ポイントを合計したポイントが6ポイント以上(満点15ポイント)であるものを配分対象とします。

#### ②既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる目標

※受益作物が野菜の場合、「野菜」のメニューの目標から選択

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。
	15%以上.....10ポイント	62.0%以上.....5ポイント
	12%以上.....8ポイント	47.3%以上.....4ポイント
	9%以上.....6ポイント	32.5%以上.....3ポイント
	6%以上.....4ポイント	17.8%以上.....2ポイント
	3%以上.....2ポイント	3.0%以上.....1ポイント

#### その他の成果目標

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加

② 契約取引の割合増加

③ 生産コストの縮減

④ 販売額の増加

## 2 優先枠に対するポイント加算（産地競争力の強化）

「攻めの農業」を実現するため、以下の取組に優先枠を設置することにより積極的に支援します。

### 1 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設の再編合理化（→以下のア参照）を支援します。

### 2 重点政策推進の取組

水田農業の高収益化（→P7のイ参照）に向けた体制整備の取組、スマート農業実践施設（→P7のウ参照）の整備

### 3 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備（→P8のエ参照）を支援します。

## 5ポイント加算

（各メニューにおいて定める要件を全て満たす場合）

### ア 再編合理化とは・・・

既存施設について、知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設利用や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

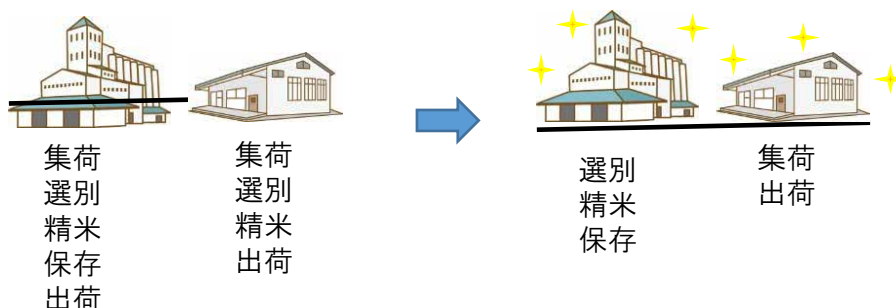
パターン① 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



パターン② 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化



パターン③ 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化



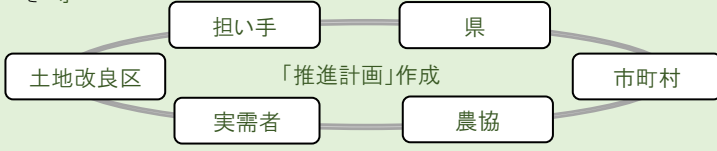
# イ 水田農業の高収益化とは・・・

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づいて、水田での高収益作物(野菜、果樹等)や子実用とうもろこしの導入に取り組む産地における施設の整備を支援

## 水田農業高収益化推進計画

### 【記載内容】

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
  - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
  - ・活用予定の国の支援策や実施地区等



### 強い農業づくり総合支援交付金以外での支援 (計画に基づき一体的に支援)

生産基盤の整備(畑地化・汎用化等)

経営転換のインセンティブ付与(高収益作物の新たな導入面積に応じて支援等)

栽培技術の実証、機械(収穫機など)等の導入支援

## 強い農業づくり総合支援交付金

### 【施設整備の例】



集出荷貯蔵施設



選果施設



低コスト対候性ハウス

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

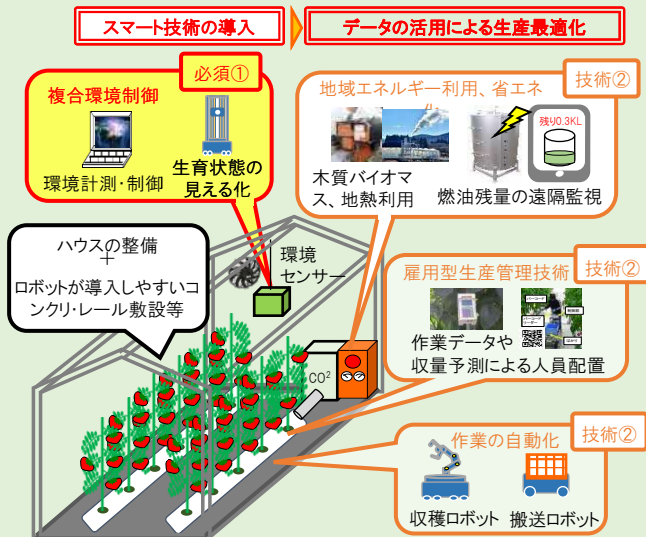
# ウ スマート農業実践施設とは・・・

## 【園芸】

野菜、花き及び果樹を対象として、複合環境制御(必須)に加え、作業の自動化、省エネ化、雇用型生産管理等の技術を導入し、生産性の飛躍的向上を実現する施設

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

### 【導入イメージ】



## 【畜産】

酪農・畜産を対象として、データを活用して生産性の向上や省力化を図るCTやロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術を有効に活用するために必要となる施設の整備を一体的に支援(得られたデータは畜産クラウドに提供)

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

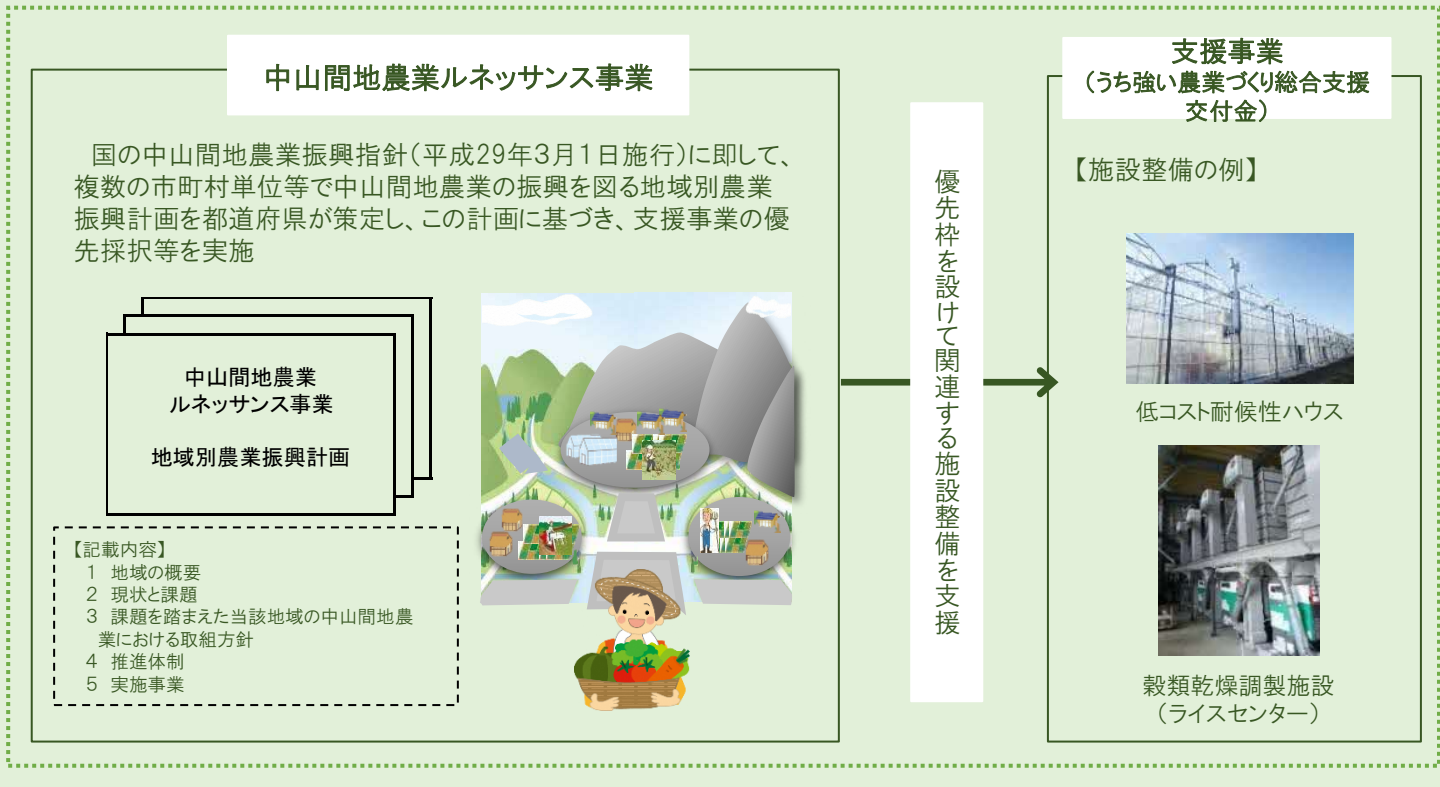
### 【導入イメージ】

### スマート技術の連携による生産システム向上



## エ 中山間地域の競争力強化とは・・・

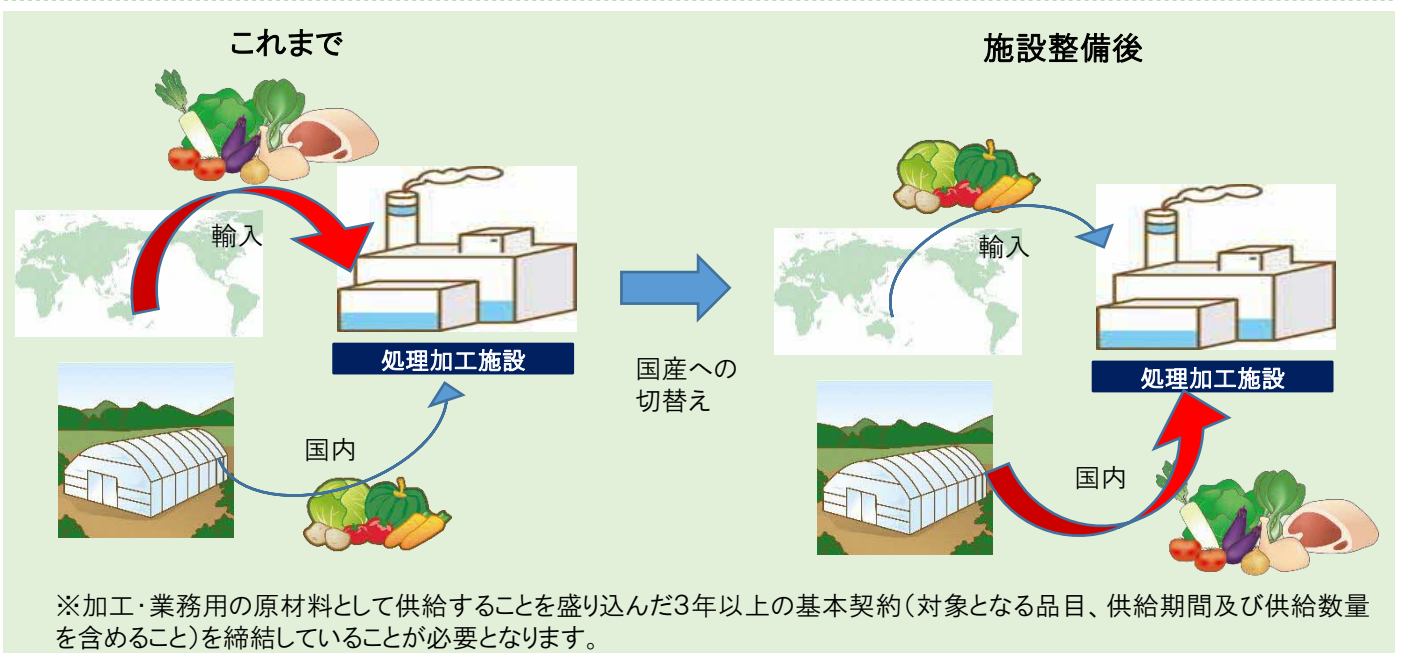
- ① 中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援
- ② 知事が中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合は、面積要件の撤廃及び上限事業費の拡充(1.3倍)をすることが可能



## 3 輸入農畜産物の国産への切替え推進に対するポイント加算

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、サプライチェーンを強化する観点から、輸入農畜産物の国産への切替えに関する取組をポイント加算することにより積極的に支援します。

事業で整備した施設における農畜産物の取扱量のうち、輸入農畜産物から国産へ切り替える場合、切替えの程度に応じ加算します。(5割以上は1ポイント、8割以上は2ポイント、全量は3ポイント)





## 6 対策の評価

### 成果目標の達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ② 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



→  
成果目標の達成  
状況を評価



### お問い合わせ・申し込み先一覧

○各種通知・様式などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html)



北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当:地域指導官  
☎ 011-330-8807 [www.maff.go.jp/hokkaido/](http://www.maff.go.jp/hokkaido/)



東北農政局  
生産部生産振興課 担当:地域指導官  
☎ 022-221-6179

北陸農政局  
生産部生産振興課 担当:地域指導官  
☎ 076-232-4302

近畿農政局  
生産部生産振興課 担当:地域指導官  
☎ 075-414-9020

九州農政局  
生産部生産振興課 担当:地域指導官  
☎ 096-211-9111(内線4440)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当:課長補佐(農産)  
☎ 098-866-1653 [www.ogb.go.jp/nousui/](http://www.ogb.go.jp/nousui/)



関東農政局  
生産部生産振興課 担当:地域指導官  
☎ 048-740-0407

東海農政局  
生産部生産振興課 担当:地域指導官  
☎ 052-223-4622

中国四国農政局  
生産部生産振興課 担当:地域指導官  
☎ 086-224-9411



[www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html](http://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html)



農林水産省 農産局 総務課生産推進室 担当:企画調整班、事業推進班

☎ 03-3502-5945

[www.maff.go.jp](http://www.maff.go.jp)

